



完成引渡のとき

支払請求締切日 \_\_\_\_\_

完成引渡の時に \_\_\_\_\_

5. (1) 部分使用の有無(有・無) (2) 部分引渡の有無(有・無) (3) 仲裁合意の有無(有・無) (4) 瑕疵担保責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めの有無(有・無)

① この工事が、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に定める特定住宅瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合、講ずべき瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置の内容(保証金の供託または責任保険契約の締結)は、添付別紙のとおりとする。

② 上記①を除くその他の措置の内容

6. 解体工事に要する費用等

この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める事項については、添付別紙のとおりとする。

7. その他

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

この契約の証として本書2通を作り、当事者及び保証人が記名押印して、当事者がそれぞれ1通を保有する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

七、その他

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

この契約の証として本書2通を作り、当事者及び保証人が記名なつ印して当事者各一通を保有する。

平成 年 月 日

住所  
注文者 ⑩  
住所  
同保証人 ⑩  
(保証人をおく場合に記載する)  
住所  
請負者 ⑩  
住所  
同保証人 ⑩  
(保証人をおく場合に記載する)  
また完成保証人 ⑩

.....  
監理技師としての責を負うためにここに記名なつ印する  
(監理技師をおく場合に記載する)  
監理技師 ⑩

所在地(住所) .....

発注者(氏名) .....

同 保証人 .....

(注) 保証人を立てずに別の保証方法による場合は、その方法を7. その他欄に記入し、保証人欄は空白とする。

所在地(住所) .....

発注者(氏名) .....

同 保証人 .....

(注) 保証人を立てずに別の保証方法による場合は、その方法を7. その他欄に記入し、保証人欄は空白とする。

上記工事に関し、発注者との間の契約にもとづいて発注者から監理業務(建築士法第2条第7項で定める工事監理、ならびに同法第18条第3項および第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。)を委託されていることを証するためここに記名押印する。

監 理 者 .....

工事請負契約書用紙改正  
平成元年2月、平成9年4月、平成9年9月、平成14年5月、  
平成19年5月、平成20年11月、平成21年5月

(民間(旧四会)連合協定用紙)

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(総則)</p> <p>第一条 注文者（以下甲という）請負者（以下乙という）と監理技師（以下丙という）とは、互に協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。</p>	<p>第1条 総 則</p> <p>(1) 発注者（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場において、日本の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、契約書、この工事請負契約約款（以下「約款」という。）および添付の設計図、仕様書（以下添付の設計図、仕様書を「設計図書」といい、現場説明書およびその質問回答書を含む。）にもとづいて、誠実にこの契約（契約書、約款および設計図書を内容とする請負契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。）を履行する。</p> <p>(2) 乙は、この契約にもとづいて、工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金の支払を完了する。</p> <p>(3) 監理者（以下「丙」という。）は、この契約とは別に甲丙間で締結された監理業務（建築士法第2条第7項で定める工事監理、ならびに同法第18条第3項および第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。以下同じ。）に関する委託契約（以下「監理契約」という。）にもとづいて、この契約が円滑に遂行されるように協力する。</p> <p>(4) 甲は、第9条(1) a から k までの事項その他この契約に定めのある事項と異なることを丙に委託したときは、すみやかに書面をもって乙に通知する。</p> <p>(5) 甲は、乙の求めまたは設計図書の作成者の求めにより、設計図書の作成者が行う設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明の内容を乙に通知する。</p>
<p>(請負者)</p> <p>第二条 乙はこの工事の図面、仕様書、約款と、これらに基いて示される詳細図、現寸図と指図によつて工事を施行する。</p> <p>2 乙は図面又は仕様書について疑を生じたとき、その部分の着手前に、丙（丙をおかない場合は甲、以下同じ）の指図をうけ、重要なものは、乙丙協議して定める。</p> <p>3 乙は図面、仕様書、又は指図について、適当でないと認めるときは、予め丙に意見を申出を要する。</p> <p>4 乙は契約を結んだのち、工事費内訳明細書、工程表をすみやかに丙に提出してその承認をうける。工事費内訳明細書に誤記、違算又は脱漏などがあつても、そのために請負代金を変えない。</p> <p>5 乙は労働基準法、職業安定法、労働者災害補償法その他関係法令に定められた自己の事業主としての責を負う。</p>	<p>第2条 工事用地など</p> <p>甲は、敷地および設計図書において甲が提供するものと定められた施工上必要な土地（以下これらを「工事用地」という。）などを、施工上必要と認められる日（設計図書に別段の定めがあるときはその定められた日）までに確保し、乙の使用に供する。</p> <p>第3条 関連工事の調整</p> <p>(1) 甲は、甲の発注にかかる第三者の施工する他の工事で乙の施工する工事と密接に関連するもの（以下「関連工事」という。）について、必要があるときは、それらの施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の施工が円滑に進捗し完成するよう協力しなければならない。</p> <p>(2) 本条(1)において、甲が関連工事の調整を丙もしくは第三者に委託した場合、甲は、すみやかに書面をもって乙に通知する。</p> <p>第4条 請負代金内訳書、工程表</p> <p>乙は、この契約を締結したのちすみやかに請負代金内訳書および工程表を丙に提出し、請負代金内訳書については、丙の確認を受ける。</p>
<p>(一括委任と一括下請負)</p> <p>第三条 乙は予め甲の書面による承認を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。</p>	<p>第5条 一括下請負、一括委任の禁止</p> <p>乙は、工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせることもしくは委任することはできない。ただし、共同住宅の新築工事以外の工事で、かつあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p>

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(権利義務の承継等)</p> <p>第四条 当事者は相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させることはできない。</p> <p>注 承諾を行う場合としては、たとえば、乙が工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合（乙が、「下請セーフティネット債務保証事業」（平成11年1月28日建設省経振発第8号）により資金を借り入れようとする等の場合）が該当する。</p> <p>2 当事者は相手方の書面による同意を得なければ、契約の目的物、又は工事場に搬入した検査済の工事材料などを、売却、貸与、又は抵当権その他担保の目的に供することはできない。</p>	<p>第6条 権利、義務の譲渡などの禁止</p> <p>(1) 甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは承継させることはできない。</p> <p>(2) 甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、契約の目的物ならびに検査済の工事材料および建築設備の機器（いずれも製造工場などにある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡することもしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。</p>
	<p>第7条 特許権などの使用</p> <p>乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令にもとづき保護される第三者の権利（以下「特許権など」という。）の対象となっている工事材料、建築設備の機器、施工方法などを使用するときは、その使用に関するいっさいの責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、建築設備の機器、施工方法などを指定した場合において、設計図書に特許権などの対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p>
<p>(保証人) (保証人をおく場合に記載する)</p> <p>第五条 保証人は、この契約から生ずる責務について、保証の責を負う。</p> <p>2 保証人がその義務を果せないことが明らかになったとき、当事者は相手方にその交代を求めることができる。</p> <p>3 この契約に前払金の定をするとき、甲は乙がつぎのいずれかの保証人を立てることを求めることができる。</p> <p>一 債務の不履行によつて生ずる損害金の支払を保証する者</p> <p>二 乙に代つて工事を完成する他の建設業者</p> <p>4 前金払をする前に、乙が前項の保証人を立てないときは、甲はその支払を拒むことができる。</p>	<p>第8条 保証人（保証人を立てる場合に用いる）</p> <p>(1) 保証人は、保証人を立てた甲または乙（以下「主たる債務者」という。）に債務不履行があったときは、この契約から生ずる金銭債務について、主たる債務者と連帯して保証の責任を負う。</p> <p>(2) 保証人がその義務を果せないことが明らかになったときは、甲または乙は、相手方に対してその変更を求めることができる。</p>

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(監理技師) (監理技師をおく場合に記載する)</p> <p>第六条 丙は甲に代つて、この契約の履行に必要なつぎの事務を扱う。</p> <p>一 乙の提出する工事費内訳明細書、工程表、その他仕様書に明示した書類を調査して承認する。</p> <p>二 実施計画に基いて、施工に必要な詳細図、現寸図、その他の書類を作り、工程表によつて適当な時期に乙に交付する。又乙の作る工作図、模型などを検査して承認する。</p> <p>三 施工一般について乙に指図する。</p> <p>四 工事材料と工作の検査をし、試験又は施工に立会う。</p> <p>五 図面、仕様書などに基いて工事の出来形検査と完成検査を行い、引渡に立会う。</p> <p>六 乙の提出する部分払請求書を工事の現状に照して技術的に調査する。</p> <p>七 工期又は請負代金額の変更の書類を技術的に調査する。</p> <p>八 この工事とこれに関連する他の工事との総合調整にあたる。</p> <p>2 前項各号の一について、乙が指図、検査、立会などを求めたときは、丙は直ちにこれに応ずる。</p> <p>3 工事についての当事者間の協議は、丙に連絡して行う。</p> <p>4 丙は甲の承認する代理人を定めて監理させることができる。このときは予め乙に通知する。</p> <p>5 丙は現場係員を使用することができる。このときは予め乙に通知する。現場係員は工事場に駐在し、丙の指図をうけて専ら施工を監督する。</p>	<p>第9条 監理者</p> <p>(1) 丙は、監理契約にもとづいて甲の委託をうけ、この契約に別段の定めのあるほか、次のことを行う。</p> <p>a 設計内容を伝えるため、乙と打ち合わせ、必要に応じて説明図などを作成し、乙に交付すること。</p> <p>b 乙から提出された質疑書に関し、技術的に検討し、回答すること。</p> <p>c 設計図書にもとづいて設計図書の作成者により作成された詳細図（以下「詳細図」という。）などを、工程表にもとづき乙が工事を円滑に遂行するために必要な時期に、乙に交付すること。交付できない場合には、理由を付して甲にその旨を報告すること。</p> <p>d 設計図書の定めにより乙が作成、提出する施工計画について、設計図書に定められた品質が確保できない恐れがあると明らかに認められる場合には、乙に対して助言し、その旨を甲に報告すること。</p> <p>e 設計図書の定めにより乙が作成する施工図（躯体図、工作図、製作図などをいう。以下同じ。）、製作見本、見本施工などが設計図書の内容に適合しているか否かを検討し、承認すること。</p> <p>f 設計図書に定めるところにより、施工について指示し、施工に立ち会い、工事材料、建築設備の機器および仕上見本などを検査または検討し、承認すること。</p> <p>g 工事の内容が設計図、説明図、詳細図、丙によつて承認された施工図（以下これらを「図面」という。）、仕様書などこの契約に合致していることを確認すること。</p> <p>h 工事の内容が図面、仕様書などこの契約に合致していないと認められるときは、ただちに乙にその旨を指摘し是正するよう求め、乙がこれに従わないときは、その旨を甲に報告すること。</p> <p>i 乙の提出する出来高払または完成払の請求書を技術的に審査すること。</p> <p>j 工事の内容、工期または請負代金額の変更に関する書類を技術的に審査すること。</p> <p>k 工事の完成を確認し、契約の目的物の引渡に立ち会うこと。</p> <p>(2) 乙がこの契約にもとづいて丙が行う指示、検査、試験、立会、確認、審査、承認、意見、協議、助言、検討などを求めたときは、丙は、すみやかにこれに応ずる。</p> <p>(3) 甲または乙は、この契約に別段の定めのある事項を除き、工事について甲乙間で通知、協議を行う場合は、原則として、通知は丙を通じて、協議は丙を参加させて行う。</p> <p>(4) 甲は、監理業務の担当者の氏名および担当業務を書面をもって乙に通知する。</p> <p>(5) 丙が甲の承諾を得て監理業務の一部を第三者に委託するときは、甲は当該第三者の氏名または名称および住所ならびに担当業務を書面をもって乙に通知する。</p> <p>(6) 丙の乙に対する指示、確認、承認などは原則として書面による。</p>

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(現場代理人、主任技術者)</p> <p>第七条 乙は予め丙に通知して、現場代理人を置くことができる。</p> <p>2 現場代理人は工事場に駐在し、現場一切の事項を処理する。</p> <p>3 現場代理人は丙と協議して定めた工事場の取締り、安全衛生、災害防止又は就業時間などについて、その責を負う。</p> <p>4 乙は法令の定めによつて主任技術者をおき、これを丙に通知する。</p> <p>5 現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができる。</p>	<p>第10条 現場代理人、監理技術者など</p> <p>(1) 乙は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者または主任技術者を定め、書面をもってその氏名を甲に通知する。また、専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定める場合、書面をもってその氏名を甲に通知する。</p> <p>(2) 乙は、現場代理人を定めたときは、書面をもってその氏名を甲に通知する。</p> <p>(3) 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場の運営、取締りを行うほか、次の各号に定める権限を除き、この契約にもとづく乙のいっさいの権限を行使することができる。</p> <p>a 請負代金額の変更</p> <p>b 工期の変更</p> <p>c 請負代金の請求または受領</p> <p>d 第12条(1)の請求の受理</p> <p>e 工事の中止、この契約の解除および損害賠償の請求</p> <p>(4) 乙は、本条(3)の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。</p> <p>(5) 現場代理人、主任技術者（または監理技術者）および専門技術者は、これを兼ねることができる。</p>
	<p>第11条 履行報告</p> <p>乙は、この契約の履行報告につき、設計図書に定めがあるときは、その定めに従い甲に報告しなければならない。</p>
<p>(工事関係者についての異議)</p> <p>第八条 甲は丙の意見を聴いて、乙の現場代理人、主任技術者、使用人、下請業者、又は労務者のうち、適当でないと認めたものがあるときは、その事由を明示して交代を求めることができる。</p> <p>2 乙は丙の代理人又は現場係員の処置が適当でないと認めたときは、その事由を明示して、丙に異議を申立て、又はその交代を求めることができる。</p> <p>3 丙の処置が著しく適当でないと認められるときは、乙は甲に異議を申出ることができる。</p>	<p>第12条 工事関係者についての異議</p> <p>(1) 甲は、丙の意見にもとづいて、乙の現場代理人、監理技術者または主任技術者、専門技術者および従業員ならびに下請業者およびその作業員のうちに、工事の施工または管理について著しく適当でないと認めた者があるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>(2) 乙は、第9条(4)で定められた担当者または同条(5)で委託された第三者の処置が著しく適当でないと認めたときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>(3) 乙は、丙の処置が著しく適当でないと認められるときは、甲に対して異議を申し立てることができる。</p>

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(検査、立会)</p> <p>第九条 工事材料、支給材料又は貸与品は、予め丙の検査又は仕様書による試験をうけて合格したものを 使う。</p> <p>2 工事材料のうち、品質の示されていないものがあるときは、中等の品質のものを使う。</p> <p>3 工事材料、支給材料の調合、水中又は地中の工事、その他完成後、外から見ることでできない工事は丙 の立会のもとに施工する。</p> <p>4 材料又は施工について、検査、試験、調査などのために直接必要な費用は乙の負担とする。</p> <p>5 前項の検査試験などで契約に明示してないものに要する費用、又は特別に要する費用は甲の負担とす る。</p> <p>6 不合格材料は丙の指図によつて、乙がこれを引き取り又は片付する。</p> <p>7 工事場に搬入した材料又は機器の持出しについては、乙は丙の承認をうける。</p>	<p>第13条 工事材料、建築設備の機器、施工用機器</p> <p>(1) 乙は、設計図書において丙の検査をうけて使用すべきものと指定された工事材料または建築設備の機器 については、当該検査に合格したものをを用いるものとし、設計図書において試験することを定めたものにつ いては、当該試験に合格したものを使用する。</p> <p>(2) 本条(1)の検査または試験に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、設計図書に別段の定め のない検査または試験が必要と認められる場合に、これを行うときは、当該検査または試験に要する費用およ び特別に要する費用は、甲の負担とする。</p> <p>(3) 検査または試験に合格しなかった工事材料または建築設備の機器は、乙の責任においてこれを引き取る。</p> <p>(4) 工事材料および建築設備の機器の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品 質が明示されていないものがあるときは、中等の品質のものとする。</p> <p>(5) 乙は、工事現場に搬入した工事材料または建築設備の機器を工事現場外に持ち出すときは、丙の承認を うける。</p> <p>(6) 丙は、施工用機器について明らかに適当でないと思われれるものがあるときは、乙に対してその交換を 求めることができる。</p>
<p>(貸与品、支給材料)</p> <p>第十条 貸与品、又は支給材料の受渡場所は仕様書により、受渡時期は、工程表による。</p> <p>2 乙は貸与品又は支給材料を受け取つたときは、すみやかに甲に借用書又は受取書を提出し、保管の責を 負う。</p> <p>3 貸与品又は支給材料の検査と試験をするときは、乙の立会のもとに行う。</p> <p>4 支給材料の使用法又は残材の処置が、図面又は仕様書に明示してないときは、丙の指図による。</p> <p>5 使用済の貸与品又は不用となった支給材料は、すみやかに予め定められた場所で甲に返す。</p>	<p>第14条 支給材料、貸与品</p> <p>(1) 甲が支給する工事材料もしくは建築設備の機器（以下あわせて「支給材料」という。）または貸与品は、 甲の負担と責任であらかじめ行う検査または試験に合格したものとする。</p> <p>(2) 乙は、本条(1)の検査または試験の結果について疑義のあるときは、甲に対して、その理由を付して 再検査または再試験を求めることができる。</p> <p>(3) 乙は、支給材料または貸与品の引渡をうけたのち、本条(1)または(2)の検査または試験により発見 することが困難であったかくれた瑕疵などが明らかになるなど、これを使用することが適当でないと思われ る理由のあるときは、ただちにその旨を甲（甲が本条(1)および(2)の検査等を丙に委託した場合は、 丙）に通知し、その指示を求める。</p> <p>(4) 支給材料または貸与品の受渡期日は工程表によるものとし、その受渡場所は、設計図書に別段の定め のないときは工事現場とする。</p> <p>(5) 乙は、支給材料または貸与品について、善良な管理者としての注意をもって保管し、使用する。</p> <p>(6) 支給材料の使用法について、設計図書に別段の定めのないときは、丙の指示による。</p> <p>(7) 不用となった支給材料（残材を含む。いずれも有償支給材料を除く。）または使用済の貸与品の返還場 所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。</p>
	<p>第15条 丙の立会、工事記録の整備</p> <p>(1) 乙は、設計図書に丙の立会のうえ施工することを定めた工事を施工するときは、丙に通知する。</p> <p>(2) 乙は、丙の指示があったときは、本条(1)の規定にかかわらず、丙の立会なく施工することができる。 この場合、乙は、工事写真などの記録を整備して丙に提出する。</p>



民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
	<p>第16条 設計、施工条件の疑義、相違など</p> <p>(1) 乙は、次の各号の一にあたることを発見したときは、ただちに書面をもって丙に通知する。</p> <p>a. 図面・仕様書の表示が明確でないこと、または図面と仕様書に矛盾、誤謬または脱漏があること。</p> <p>b. 工事現場の状態、地質、湧水、施工上の制約などについて、設計図書に示された施工条件が実際と相違すること。</p> <p>c. 工事現場において、土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財など施工の支障となる予期することのできない事態が発生したこと。</p> <p>(2) 乙は、図面・仕様書または丙の指示によって施工することが適当でないことを認めるときは、ただちに書面をもって丙に通知する。</p> <p>(3) 丙は、本条（1）もしくは（2）の通知を受けたとき、または自ら本条（1）各号の一にあたることを発見したときは、ただちに書面をもって乙に対して指示する。</p> <p>(4) 本条（3）の場合、工事の内容、工期または請負代金額を変更する必要があると認められるときは、甲、乙および丙が協議して定める。</p>
	<p>第17条 図面・仕様書のとおりを実施されていない施工</p> <p>(1) 施工について、図面・仕様書のとおりを実施されていない部分があると認められるときは、丙の指示によって、乙は、その費用を負担してすみやかにこれを修補または改造する。このために乙は、工期の延長を求めることはできない。</p> <p>(2) 丙は、図面・仕様書のとおりを実施されていない疑いのある施工について、必要と認められる相当の理由があるときは、その理由を乙に通知のうえ、甲の書面による同意を得て、必要な範囲で破壊してその部分を検査することができる。</p> <p>(3) 本条（2）による破壊検査の結果、図面・仕様書のとおりを実施されていないと認められる場合は、破壊検査に要する費用は乙の負担とする。また、図面・仕様書のとおりを実施されていると認められる場合は、破壊検査およびその復旧に要する費用は甲の負担とし、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。</p> <p>(4) 次の各号の一によって生じた図面・仕様書のとおりを実施されていないと認められる施工については、乙は、その責任を負わない。</p> <p>a. 甲または丙の指示によるとき。</p> <p>b. 支給材料、貸与品、図面・仕様書に指定された工事材料もしくは建築設備の機器の性質、または図面・仕様書に指定された施工方法によるとき。</p> <p>c. 第13条（1）または（2）の検査または試験に合格した工事材料または建築設備の機器によるとき。</p> <p>d. その他工事について甲または丙の責めに帰すべき事由によるとき。</p> <p>(5) 本条（4）のときであっても、施工について乙の故意または重大な過失によるとき、または乙がその適当でないことを知りながらあらかじめ甲または丙に通知しなかったときは、乙は、その責任を免れない。ただし、乙がその適当でないことを通知したにもかかわらず、甲または丙が適切な指示をしなかったときはこの限りでない。</p> <p>(6) 乙は、丙から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、ただちにその理由を書面で甲に報告しなければならない。</p>

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(損害の防止)</p> <p>第十二条 乙は工事の完成引渡まで、自己の費用で、契約の目的物、工事材料又は第三者に対する損害の防止に必要な施設をする。この施設は、工事と環境に相応したもので、仕様書と関係法令にしたがい、丙の承認をうける。</p> <p>2 契約の目的物に近接する工作物などの保護又はこれに関連する施設で、この契約の範囲をこえると認められるものは丙の指図によつて乙が施工し、その費用は甲が負担する。</p> <p>3 乙は災害防止などのために特に必要と認めるときは、臨機の処置をとる。このときは予め丙の意見を求める。但し急を要するときは処置の後に通知する。</p> <p>4 甲又は丙が必要と認めて乙に臨機の処置を求めたときは、乙はただちにこれに応ずる。</p> <p>5 前二項の処置に要した費用について甲乙協議のうえ、契約の範囲を超えると認められるものは、甲が負担する。</p>	<p>第18条 損害の防止</p> <p>(1) 乙は、工事の完成引渡まで、自己の費用で、契約の目的物、工事材料、建築設備の機器または近接する工作物もしくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書と関係法令にもとづき、工事と環境に相応した必要な処置をする。</p> <p>(2) 契約の目的物に近接する工作物の保護またはこれに関連する処置で、甲、乙および丙が協議して、本条(1)の処置の範囲をこえ、請負代金額に含むことが適当でないと認められたものの費用は甲の負担とする。</p> <p>(3) 乙は、災害防止などのために特に必要と認めるときは、あらかじめ丙の意見を求めて臨機の処置を取る。ただし、急を要するときは、処置をしたのち丙に通知する。</p> <p>(4) 甲または丙が必要と認めて臨機の処置を求めたときは、乙は、ただちにこれに応ずる。</p> <p>(5) 本条(3)または(4)の処置に要した費用の負担については、甲、乙および丙が協議して、請負代金額に含むことが適当でないと認められたものの費用は甲の負担とする。</p>
<p>(第三者の損害)</p> <p>第十三条 施工のため、第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき、又は第三者との間に紛議を生じたとき、乙はその処理解決に当る。但し甲の責に帰する事由によるときはこの限りでない。</p> <p>2 前項に要した費用は乙の負担とし工期は延長しない。但し甲の責に帰する事由によつて生じたときは、その費用は甲の負担とし、必要によつて乙は工期の延長を求めることができる。</p>	<p>第19条 第三者損害</p> <p>(1) 施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲の負担とする。</p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、施工について乙が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは、甲がこれを負担する。</p> <p>(3) 本条(1)または(2)の場合、その他施工について第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその処理解決にあたる。ただし、乙だけで解決し難いときは、甲は、乙に協力する。</p> <p>(4) 契約の目的物にもとづく日照障害、風害、電波障害その他甲の責めに帰すべき事由により、第三者との間に紛争が生じたとき、または損害を第三者に与えたときは、甲がその処理解決にあたり、必要あるときは、乙は、甲に協力する。この場合、第三者に与えた損害を補償するときは、甲がこれを負担する。</p> <p>(5) 本条(1)ただし書、(2)、(3)または(4)の場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。</p>
<p>(一般損害の負担)</p> <p>第十四条 工事の完成引渡までに契約の目的物、検査済の工事材料、支給材料その他施工一般について生じた損害は、乙の負担としそのために工事の延長をしない。</p> <p>2 前項の損害のうち、つぎの各号の一のときに生じたものは、甲の負担とし、乙は必要により工期の延長を求めることができる。</p> <p>一 甲の都合によつて、着手期日までに着工できなかつたとき、又は甲が工事を繰延若しくは中止したとき</p> <p>二 支給材料又は貸与品の受渡しが遅れたため、乙が工事の手待又は中止をしたとき</p> <p>三 前金払又は部分払が遅れたため、乙が工事の手待又は中止をしたとき</p> <p>四 その他甲又は丙の責に帰すべき事由によるとき</p>	<p>第20条 施工一般の損害</p> <p>(1) 工事の完成引渡までに、契約の目的物、工事材料、建築設備の機器、支給材料、貸与品、その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とし、工期は延長しない。</p> <p>(2) 本条(1)の損害のうち、次の各号の一の場合に生じたものは、甲の負担とし、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。</p> <p>a 甲の都合によつて、乙が着手期日までに工事に着手できなかつたとき、または甲が工事を繰延べもしくは中止したとき。</p> <p>b 支給材料または貸与品の受渡しが遅れたため、乙が工事の手待または中止をしたとき。</p> <p>c 前払または部分払が遅れたため、乙が工事に着手せずまたは工事を中止したとき。</p> <p>d その他甲または丙の責めに帰すべき事由によるとき。</p>

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(危険負担)</p> <p>第十五条 天災地変、風水火災、その他甲乙のいづれにもその責を帰することのできない事由などの不可抗力によつて工事の既済部分又は工事現場に搬入した検査済工事材料について損害を生じたときは、乙は事実発生後すみやかにその状況を甲に通知することを要する。</p> <p>2 前項の損害で重大なものについて乙が善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額を甲、乙、丙協議して定め甲が負担する。</p> <p>3 火災保険その他損害を填補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とする。</p>	<p>第21条 不可抗力による損害</p> <p>(1) 天災その他自然的または人為的な事象であつて、甲・乙いづれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によつて、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器（有償支給材料を含む。）または施工用機器について損害が生じたときは、乙は、事実発生後すみやかにその状況を甲に通知する。</p> <p>(2) 本条（1）の損害について、甲、乙および丙が協議して重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担する。</p> <p>(3) 火災保険、建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を本条（2）の甲の負担額から控除する。</p>
<p>(損害保険)</p> <p>第十六条 乙は、工事中、契約の目的物と工事場に搬入した工事材料に、予め火災保険をかける。但し支給材料、貸与品などについては、甲乙協議して定める。</p> <p>2 修繕又は改造築の工事のとき、契約の目的物に関連する営造物その他の物件については、乙は火災保険をかけなくてもよい。</p> <p>3 火災保険をかける時期、期日、金額、保険会社などは、甲、乙協議して定め、乙は保険契約後、すみやかにその証券を甲に提示する。</p> <p>4 運送その他の保険については、火災保険についての定めを準用する。</p>	<p>第22条 損害保険</p> <p>(1) 乙は、工事中工事の出来形部分と工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器などに火災保険または建設工事保険を付し、その証券の写しを甲に提出する。設計図書に定められたその他の損害保険についても同様とする。</p> <p>(2) 乙は、契約の目的物、工事材料、建築設備の機器などに本条（1）の規定による保険以外の保険を付したときは、すみやかにその旨を甲に通知する。</p>

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(完成、検査、引渡)</p> <p>第十七条 乙は工事が完成したとき、丙に検査を求め、丙は遅滞なくこれに応じて、乙の立会のもとに検査を行う。</p> <p>2 検査に合格したとき、甲は検査済証を乙に渡す。乙は引渡期日までに契約の目的物を甲に引渡し、同時に甲は乙に受領書を渡す。</p> <p>3 検査に合格しないとき、乙は工期内又は丙の指定する期間内にこれを補修又は改造して、丙の検査を受ける。</p> <p>4 完成引渡までに乙は丙の指図にしたがつて仮設物の取り払い其他跡片付けなどの処置を行う。</p> <p>5 前項の処置が遅れているとき催告しても正当の事由がなく、なお行なわれないときは甲はこれに代って行い、これに要した費用を乙に請求することができる。</p>	<p>第23条 完成、検査</p> <p>(1) 乙は、工事を完了したときは、設計図書のとおりを実施されていることを確認して、丙に検査を求め、丙は、すみやかにこれに応じて乙の立会のもとに検査を行う。</p> <p>(2) 検査に合格しないときは、乙は、工期内または丙の指定する期間内に修補または改造して丙の検査を受ける。</p> <p>(3) 乙は、工期内または丙の指定する期間内に、仮設物の取払、あと片付などの処置を行う。ただし、処置の方法について丙の指示があるときは、当該指示に従って処置する。</p> <p>(4) 本条(3)の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由がなくなお行われないときは、甲は、代わってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。</p> <p>第23条の2 法定検査</p> <p>(1) 第23条の規定にかかわらず、乙は、法定検査（建築基準法第7条から同法第7条の4までに定められる検査その他設計図書に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち、甲が申請者となっているものをいう。以下同じ。）に先立つ適切な時期に、工事の内容が設計図書のとおりを実施されていることを確認して、丙に通知し、丙は、すみやかに乙の立会のもとに検査を行う。</p> <p>(2) 本条(1)の検査に合格しないときは、乙は、工期内または丙の指定する期間内に修補または改造して丙の検査を受ける。</p> <p>(3) 甲（甲が検査立会を丙に委託したときは、丙）および乙は、法定検査に立会う。この場合において、乙は、必要な協力をする。</p> <p>(4) 法定検査に合格しないときは、乙は、修補、改造その他必要な処置を行い、その後については、本条(1)、(2)および(3)の規定を準用する。</p> <p>(5) 本条(2)および(4)の規定にかかわらず、所定の検査に合格しなかった原因が乙の責めに帰すことのできない事由によるときは、必要な処置内容につき、甲、乙および丙が協議して定める。</p> <p>(6) 乙は、甲に対し、本条(5)の協議で定められた処置の内容に応じて、その理由を明示して必要と認められる工期の延長または請負代金額の変更を求めることができる。</p> <p>第23条の3 その他の検査</p> <p>(1) 乙は、第23条および第23条の2に定めるほか、設計図書に甲または丙の検査を受けることが定められているときは、当該検査に先立って、工事の内容が設計図書のとおりを実施されていることを確認して、甲または丙に通知し、甲または丙は、すみやかに乙の立会のもとに検査を行う。</p>

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(部分使用)</p> <p>第十八条 工事の一部が完成したとき、検査のうえ、甲はその部分の引渡をうけて、使用することができる。このとき甲は乙に受領書を渡す。</p> <p>2 工事の未完成部分についても、甲は乙の同意を得てこれを使用することができる。部分使用のときその部分の保管の責は甲が負う。</p> <p>3 前二項の部分使用によって乙に損害を及ぼしたときは、乙は甲にその賠償を求めることができる。</p>	<p>第24条 部分使用</p> <p>(1) 工事中に契約の目的物の一部を甲が使用する場合（以下「部分使用」という。）、契約書および設計図書の定めによる。契約書および設計図書に別段の定めのない場合、甲は、部分使用に関する丙の技術的審査をうけたのち、工期の変更および請負代金額の変更に関する乙との事前協議を経たうえ、乙の書面による同意を得なければならない。</p> <p>(2) 甲は、部分使用する場合、乙の指示に従って使用しなければならない。</p> <p>(3) 甲は、本条(2)の指示に違反し、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(4) 部分使用につき、法令にもとづいて必要となる手続は、甲（甲が本項の手続を丙に委託した場合は、丙）が行い、乙は、これに協力する。また、手続に要する費用は、甲の負担とする。</p>
	<p>第25条 部分引渡</p> <p>(1) 工事の完成に先立って甲が契約の目的物の一部引渡をうける場合（以下、この場合の引渡を「部分引渡」といい、引渡をうける部分を「引渡部分」という。）、契約書および設計図書の定めによる。契約書および設計図書に別段の定めのない場合、甲は、部分引渡に関する丙の技術的審査をうけたのち、引渡部分に相当する請負代金額（以下「引渡部分相当額」という。）の確定に関する乙との事前協議を経たうえ、乙の書面による同意を得なければならない。</p> <p>(2) 乙は、引渡部分の工事が完了したとき、設計図書のとおりを実施されていることを確認し、丙に検査を求め、丙は、すみやかにこれに応じ、乙の立会いのもとに検査を行う。</p> <p>(3) 本条(2)の検査に合格しないとき、乙は、丙の指定する期間内に、丙の指示に従って修補または改造して丙の検査をうける。</p> <p>(4) 引渡部分の工事が本条(2)または(3)の検査に合格したとき、甲は、引渡部分相当額全額の支払を完了すると同時に、その引渡をうけることができる。</p> <p>(5) 部分引渡につき、法令にもとづいて必要となる手続は、甲（甲が本項の手続を丙に委託した場合は、丙）が行い、乙は、これに協力する。また手続に要する費用は、甲の負担とする。</p>
<p>(請求、支払)</p> <p>第十九条 工事中乙が部分払の支払を求めるときは、丙を経由して、請求書を支払日五日前に提出する。</p> <p>2 工事完成後、検査に合格したとき、乙は甲に請負代金の支払を求め、甲は契約の目的物の引渡を受けると同時に、乙に請負代金の支払を完了する。</p> <p>3 工事中、工事出来形部分について、乙は丙の検査に合格した部分、又は現場にある検査済材料に対する工事費の十分の九以内の支払を求めることができる。</p> <p>4 乙が前金払をうけているときは前項の請求額はつぎの式によって算出する。 請求額＝（第三項に規定された金額）×（請求代金－受領済前払金）／（請負代金）</p> <p>5 契約の目的物のうちで、甲に引渡をした部分については、乙はその工事費の全額支払を求めることができる。</p>	<p>第26条 請求、支払、引渡</p> <p>(1) 第23条(1)または(2)の検査に合格したときは、契約書に別段の定めのある場合を除き、乙は、甲に契約の目的物を引き渡し、同時に、甲は、乙に請負代金の支払を完了する。</p> <p>(2) 乙は、契約書に定めるところにより、工事の完成前に部分払を請求することができる。この場合、出来高払によるときは、乙の請求額は契約書に別段の定めのある場合を除き、丙の検査に合格した工事の出来形部分と検査済の工事材料および建築設備の機器に対する請負代金額の9/10に相当する額とする。</p> <p>(3) 乙が本条(2)の出来高払の支払を求めるときは、その額について丙の審査を経たうえ支払請求締切日までに甲に請求する。</p> <p>(4) 前払を受けているときは、本条(2)の出来高払の請求額は、次の式によって算出する。 請求額＝(2)による金額×（請負代金額－前払金額）÷請負代金額</p>

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(かしの担保)</p> <p>第二十条 乙は工事目的物のかしによつて生じた滅失毀損について引渡の日から一年間担保の責を負う。但しこの期間は、石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造及びこれに類する建物その他、土地の工作物、若しくは地盤のかしによつて生じた滅失毀損については二年とする。</p> <p>2 造作、装飾、家具などについては甲が引渡しをうけると、丙が検査して、若しかしがあるときは、直ちに乙に補修又は取換えを求めなければ乙は責を負わない。但しかくれたかしについては引渡の日から六カ月間担保の責を負う。</p> <p>3 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第八十七条第一項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、乙は、前二項の規定にかかわらず、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第六条第一項及び第二項に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、引渡しの日から十年間担保の責を負う。</p> <p>4 前三項のかしがあつたときは甲は相当の期間を定めて乙に補修を求めることができる。但しかしが重要でないのに補修に過分の費用を要するときは乙は、適当な損害賠償でこれに代えることができる。</p> <p>5 甲はかしの補修に代え、又は補修とともに、かしに基く損害賠償を乙に求めることができる。</p> <p>6 かしが第十一条第四項各号の一によつて生じたときは、乙は担保の責を負わない。但し同条第五項にあたるときはその責を免れない。</p>	<p>第27条 瑕疵の担保</p> <p>(1) 契約の目的物に施工上の瑕疵があるときは、甲は、乙に対して、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を求め、または修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を求めることができない。</p> <p>(2) 本条(1)による瑕疵担保期間は、第25条または第26条の引渡の日から、木造の建物については1年間、石造、金属造、コンクリート造およびこれらに類する建物、その他土地の工作物もしくは地盤については2年間とする。ただし、その瑕疵が乙の故意または重大な過失によって生じたものであるときは1年を5年とし、2年を10年とする。</p> <p>(3) 建築設備の機器、室内装飾、家具などの瑕疵については、引渡の時、丙が検査してただちにその修補または取替を求めなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、かくれた瑕疵については、引渡の日から1年間担保の責任を負う。</p> <p>(4) 甲は、契約の目的物の引渡の時に、本条(1)の瑕疵があることを知ったときは、遅滞なく書面をもってその旨を乙に通知しなければ、本条(1)の規定にかかわらず当該瑕疵の修補または損害の賠償を求めることができない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときはこの限りでない。</p> <p>(5) 本条(1)の瑕疵による契約の目的物の滅失または毀損については、甲は、本条(2)に定める期間内で、かつ、その滅失または毀損の日から6か月以内でなければ、本条(1)の権利を行使することができない。</p> <p>(6) 本条(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の規定は、第17条(4)の各号によって生じた契約の目的物の瑕疵または滅失もしくは毀損については適用しない。ただし、第17条(5)にあたるときはこの限りでない。</p>
	<p>第27条の2 新築住宅の瑕疵の担保</p> <p>(1) この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約に該当する場合、前条の規定に代えて、本条(2)以下の規定を適用する。</p> <p>(2) 住宅のうち構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分として同法施行令第5条第1項および第2項に定めるものの瑕疵（構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。）があるときは、甲は、乙に対して、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を求め、または修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を求めることができない。</p> <p>(3) 本条(2)による瑕疵担保期間は、第25条または第26条の引渡の日から10年間とする。</p> <p>(4) 本条(2)の瑕疵による契約の目的物の滅失または毀損については、甲は、本条(3)に定める期間内で、かつ、その滅失または毀損の日から6か月以内でなければ、本条(2)の権利を行使することができない。</p> <p>(5) 本条(2)、(3)または(4)の規定は、第17条(4)の各号（ただし、0号は除く）によって生じた契約の目的物の瑕疵または滅失もしくは毀損については適用しない。ただし、第17条(5)にあたるときはこの限りでない。</p> <p>(6) 本条(2)で定める瑕疵以外の契約の目的物の瑕疵については、第27条(1)、(2)、(3)、(4)、(5)および(6)を適用する。</p>

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>（工事の変更）</p> <p>第二十一条 甲は必要によつて工事を追加又は変更することができる。</p> <p>2 前項のとき甲は工事の内容を乙に示す。乙は甲乙協議して定められた期限までに工事費増減明細、支払条件、完成期日などを明記した見積書を甲に提出する。</p> <p>3 甲が丙の調査を経て、乙の見積書に同意したときは、乙に注文書を発し、乙は請書を出したのち、指図によつて工事に着手する。</p> <p>4 乙が指定された期限までに第二項の見積書を提出しないときは、乙は工事費増減その他の条件について甲の認定に同意したものとす。</p> <p>5 甲が注文書を出さずに乙に着工させたときは、甲は乙の見積書に同意したものとす。</p>	<p>第28条 工事の変更、工期の変更</p> <p>(1) 甲は、必要によつて、工事を追加または変更することができる。</p> <p>(2) 甲は、必要によつて、乙に工期の変更を求めることができる。</p> <p>(3) 乙は、甲に対して、工事内容の変更および当該変更に伴う請負代金の増減額を提案することができる。この場合、乙は、甲および丙と協議のうえ、甲の書面による承諾を得た場合には、工事の内容を変更することができる。</p> <p>(4) 本条（1）または（2）により、乙に損害を及ぼしたときは、乙は、甲に対してその補償を求めることができる。</p> <p>(5) 乙は、この契約に別段の定めのあるほか、工事の追加または変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。</p>
<p>（工期の変更）</p> <p>第二十二条 甲は必要によつて乙に工事の一時中止、又は工期の変更を求めることができる。</p> <p>2 不可抗力によるか、又は正当な理由があるとき、乙はすみやかにその事由を示して、甲に工期の延長を求めることができる。このとき工期の延長日数は甲、乙、丙協議して定める。</p>	<p>第29条 請負代金額の変更</p> <p>(1) 次の各号の一にあたるときは、甲または乙は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。</p> <p>a 工事の追加または変更があったとき。</p> <p>b 工期の変更があったとき。</p> <p>c 第3条の関連工事の調整に従つたために増加費用が生じたとき。</p> <p>d 支給材料、貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所または返還場所の変更があったとき。</p> <p>e 契約期間内に予期することのできない法令の制定もしくは改廃または経済事情の激変などによつて、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。</p> <p>f 長期にわたる契約で、法令の制定もしくは改廃または物価、賃金などの変動によつて、この契約を締結した時から1年を経過したのちの工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。</p> <p>g 中止した工事または災害をうけた工事を続行する場合、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。</p> <p>(2) 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については丙の確認をうけた請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による。</p>
<p>（請負代金の変更）</p> <p>第二十三条 つぎの各号の一にあたる時、当事者は請負代金の変更を求めることができる。</p> <p>一 工事の追加、変更、又は工期の変更があつたとき</p> <p>二 支給材料、貸与品について品目、数量、受渡時期又は受渡場所の変更があつたとき</p> <p>三 工期内に材料、役務等の統制額又は一般職種別賃金の変更により請負代金が明らかに不適当であると認められるとき</p> <p>四 工事が長期（期間は当事者協議して定める）にわたる場合、その工期内に租税の変更、物価賃金の変動によつて請負代金が明らかに不適当と認められるとき</p> <p>五 一時中止した工事又は災害をうけた工事を続行する場合、請負代金が明らかに不適当と認められるとき</p> <p>六 水道、電気、ガスに関する事業主体の直轄工事に関して、これらの事業費の増減があり、請負代金が明らかに不適当であると認められるとき</p> <p>2 請負代金を変更するときは、工事の減少部分については工事費内訳明細書により、増加部分については時価によつて甲乙協議の上その金額を定める。</p>	

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(履行遅滞、違約金)</p> <p>第二十四条 乙が契約の期間内に、工事の完成引渡しができないで遅滞にあるとき、甲は契約書の定めるところにより、遅滞日数一日について請負代金の一万分の四以内の違約金を請求することができる。但し工期内に部分引渡しのあつたときは、請負代金からその部分に対する工事費相当額を減じたものについて違約金を算出する。</p> <p>2 引渡期日に請負代金の支払を求めても甲がその支払を遅滞しているとき、又は契約書の定めるところにより請負代金から既に受領した金額を控除した残額について日歩四銭以内の違約金を甲に請求することができる。</p> <p>3 甲が前項の遅滞にあるとき、乙は契約の目的物の引渡しを拒むことができる。</p> <p>4 甲が遅滞にあるとき、乙が自己のものと同じの注意をして管理してもなお契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。</p> <p>5 甲の遅滞ののち、契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は甲の負担とする。</p> <p>6 乙が履行の遅滞にあるとき、契約の目的物に生じた損害は乙の負担とし天災その他不可抗力などの理由によつてその責を免れることはできない。</p>	<p>第30条 履行遅滞、違約金</p> <p>(1) 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に契約の目的物を引き渡すことができないときは、契約書に別段の定めのない限り、甲は、遅滞日数1日につき、請負代金額から工事の出来形部分ならびに検査済の工事材料および建築設備の機器に対する請負代金相当額を控除した額の4/10,000に相当する額の違約金を請求することができる。</p> <p>(2) 甲が第25条(4)または第26条の請負代金の支払を完了しないときは、乙は、遅滞日数1日につき支払遅滞額の4/10,000に相当する額の違約金を請求することができる。</p> <p>(3) 甲が前払または部分払を遅滞しているときは、本条(2)の規定を適用する。</p> <p>(4) 甲が本条(2)の遅滞にあるときは、乙は、契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合、乙が自己のものと同じの注意をもって管理したにもかかわらず契約の目的物に生じた損害および乙が管理のために特に要した費用は、甲の負担とする。</p>
<p>(甲の解除権)</p> <p>第二十五条 甲は工事中必要によつて契約を解除することができる。甲はこれによつて生じた損害を賠償する。</p> <p>2 つぎの各号の一にあたるときは、甲は乙に工事を中止させるか、又は契約を解除してその損害の賠償を求めることができる。</p> <p>一 正当な事由なく、乙が着手期日をすぎても工事に着手しないとき</p> <p>二 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、乙が工事を完成する見込がないと認められるとき</p> <p>三 第三条又は第十一条第一項の規定に違反したとき</p> <p>四 前三号のほか乙がこの契約に違反し、その違反によつて契約の目的を達することができないとき</p> <p>五 乙が第二十六条第二項各号の一に規定する事由がないのに契約の解除を申し出たとき</p>	<p>第31条 甲の中止権、解除権</p> <p>(1) 甲は、必要によつて、書面をもって乙に通知して工事を中止またはこの契約を解除することができる。この場合、甲は、これによつて生じる乙の損害を賠償する。</p> <p>(2) 次の各号の一にあたるときは、甲は、書面をもって乙に通知して工事を中止またはこの契約を解除することができる。この場合（fに掲げる事由による場合を除く。）、甲は、乙に損害の賠償を請求することができる。</p> <p>a 乙が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>b 工事が正当な理由なく工程表より著しく遅れ、工期内または期限後相当期間内に、乙が工事を完成する見込がないと認められるとき。</p> <p>c 乙が第5条または第17条(1)の規定に違反したとき。</p> <p>d 本項a、bまたはcのほか、乙がこの契約に違反し、その違反によつて契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>e 乙が建設業の許可を取り消されたときまたはその許可が効力を失ったとき。</p> <p>f 乙が支払を停止する(資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど)などにより、乙が工事を続行することができない恐れがあると認められるとき。</p> <p>g 乙が第32条(4)の各号の一に規定する理由がないのにこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(3) 甲は、書面をもって乙に通知して、本条(1)または(2)で中止された工事を再開させることができる。</p> <p>(4) 本条(1)により中止された工事が再開された場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。</p> <p>(5) 本条(1)から(3)のうちいずれかの手続がとられた場合、甲は、書面をもって丙に通知し、本条(4)の請求が行われた場合、乙は、書面をもって丙に通知する。</p>



民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

民間建設工事標準請負契約約款（甲）	民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）
<p>(乙の解除権等)</p> <p>第二十六条 甲が前金払、部分払の支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても、なお支払をしないとき、乙は工事を中止することができる。</p> <p>2 つぎの各号の一にあたる時、乙は契約を解除することができる。</p> <p>一 甲の責に帰する事由による工事の遅延又は中止期間が工期の三分の一以上、又は二カ月に達したとき</p> <p>二 甲が工事を著しく減少したため、請負代金が三分の二以上減少したとき</p> <p>三 甲がこの契約に違反し、その違反によつて契約の履行ができなくなつたと認められるとき</p> <p>四 甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかとなつたとき</p> <p>3 前二項のとき、乙は甲に損害の賠償を求めることができる。</p>	<p>第32条 乙の中止権、解除権</p> <p>(1) 次の各号の一にあたる時、乙は、甲に対し、書面をもって、相当の期間を定めて催告してもなお解消されないときは、工事を中止することができる。</p> <p>a 甲が前払または部分払を遅滞したとき。</p> <p>b 甲が正当な理由なく第16条(4)による協議に応じないとき。</p> <p>c 甲が第2条の工事用地などを乙の使用に供することができないため、または不可抗力などのため乙が施工できないとき。</p> <p>d 本項a、bまたはcのほか、甲の責めに帰すべき事由により工事が著しく遅延したとき。</p> <p>(2) 本条(1)における中止事由が解消したときは、乙は、工事を再開する。</p> <p>(3) 本条(2)により工事が再開された場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。</p> <p>(4) 次の各号の一にあたる時、乙は、書面をもって甲に通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>a 本条(1)による工事の遅延または中止期間が、工期の1/4以上になったときまたは2か月以上になったとき。</p> <p>b 甲が工事を著しく減少したため、請負代金額が2/3以上減少したとき。</p> <p>c 甲がこの契約に違反し、その違反によつて契約の履行ができなくなつたと認められるとき。</p> <p>(5) 甲が支払を停止する(資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど)、などにより、甲が請負代金の支払能力を欠くと認められるとき(以下本項において「本件事由」という。)は、乙は、書面をもって甲に通知して工事を中止またはこの契約を解除することができる。乙が工事を中止した場合において、本件事由が解消したときは、本条(2)および(3)を適用する。</p> <p>(6) 本条(1)または(4)の場合、乙は、甲に損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(7) 本条(1)から(5)のうちいずれかの手続がとられた場合、乙は、丙に書面で通知する。</p>
<p>(解除後の処置)</p> <p>第二十七条 解除をしたとき、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。</p> <p>2 第二十五条第二項によつて解除したとき、清算の結果前払金額に残額のあるときは、乙はその残額について、前払金額受領の日から利子をつけてこれを甲に返す。</p> <p>3 解除をしたとき、各当事者に属する物件については、甲、乙協議のうえ期間を定めて、その引取り跡片付などの処置を行う。</p> <p>4 前項の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由がなく、なお行われなるときは相手方はこれに代つて行い、これに要した費用を請求することができる。</p>	<p>第33条 解除に伴う措置</p> <p>(1) この契約を解除したときは、甲が工事の出来形部分ならびに検査済の工事材料および建築設備の機器(有償支給材料を含む。)を引きうけるものとして、甲、乙および丙が協議して清算する。</p> <p>(2) 甲が第31条(2)によつてこの契約を解除し、清算の結果過払があるときは、乙は、過払額について、その支払をうけた日から法定利率による利息をつけて甲に返す。</p> <p>(3) この契約を解除したときは、甲、乙および丙が協議して甲または乙に属する物件について、期間を定めてその引取り、あと片付けなどの処置を行う。</p> <p>(4) 本条(3)の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由なくなお行われなときは、相手方は、代わつてこれを行い、その費用を請求することができる。</p>
<p>(工事代行)</p> <p>第二十八条 乙が第二十五条第二項各号の一に当り、この契約を履行することができないと認められるときは、甲は乙に代つて工事を完成する保証人(以下完成保証人という。)にこの契約によつて工事の完成を求めることができる。</p> <p>2 完成保証人が前項によつて工事を代行するとき、甲は完成保証人に直接請負代金その他を支払う。</p> <p>3 乙に対して、すでに前金払、部分払などがあるときは、完成保証人は乙にその清算請求をすることが</p>	

民間建設工事標準請負契約約款（甲）と民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）との比較

<p>きる。</p>	
<p>民間建設工事標準請負契約約款（甲）</p>	<p>民間（旧四会）連合協定：工事請負契約約款（平成21年改正）</p>
<p>(契約に関する紛争の解決)</p> <p>第二十九条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあつせん又は調停により解決を図る。</p> <p>2 甲及び乙は、その一方又は双方が前項のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。</p> <p>注 この契約の目的物の全部又は一部が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十三条第一項に定める「評価住宅」に該当する場合の第二十九条に関しては、次の趣旨を含む条項を定めることもできる。</p> <p>この契約に関する紛争については、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十二条第二項に定める指定住宅紛争処理機関が行うあつせん、調停又は仲裁により、その紛争の解決を図る。</p>	<p>第34条 紛争の解決</p> <p>(1) この契約について甲乙間に紛争が生じたときは、甲乙の双方または一方から相手方の承認する第三者を選んでこれにその解決を依頼するか、または契約書に定める建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあつせんまたは調停によってその解決を図る。ただし、審査会の管轄について定めのないときは、建設業法第25条の9第1項または第2項に定める審査会を管轄審査会とする。</p> <p>(2) 甲または乙が本条（1）により紛争を解決する見込みがないと認めたとき、または審査会があつせんもしくは調停をしないものとしたとき、または打ち切ったときは、甲または乙は、仲裁合意書にもとづいて審査会の仲裁に付することができる。</p>
<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十条 この約款において書面により行わなければならないこととされている承認、承諾及び同意は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>	
<p>(補則)</p> <p>第三十一条 この契約書に定めてない事項については、必要に応じて甲、乙、丙協議のうえ定める。</p>	<p>第35条 補 則</p> <p>この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲および乙が協議して定める。</p>

## 別紙（責任保険）

## 特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する特約

乙は、この請負契約の目的物に関して、特定住宅瑕疵担保履行法に基づき、特定住宅建設瑕疵担保責任の履行の確保するため、以下のとおり住宅建設瑕疵担保責任保険の加入を行う。

(1) 保険法人の名称

---

---

(2) 保険金額

---

---

(3) 保険期間

---

---

(3) 保険期間

---

---

---

以上

## 別紙（保証金供託）

## 特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する特約

乙は、この請負契約の目的物に関して、特定住宅瑕疵担保履行法に基づき、特定住宅建設瑕疵担保責任の履行の確保するため、以下のとおり住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う。

(1) 供託所の所在地

---



---

(2) 供託所の名称

---



---

(3) 建設瑕疵負担割合（共同請負の場合のみ記入）

---



---

(3) 保険期間

---



---

以上

(なお、共同請負の場合は、建設業者それぞれが上記事項を記載すること。)